

座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議幹事会の開催について

平成29年11月16日
座間市における事件の再発防止
に関する関係閣僚会議議長決定

- 1 平成29年10月に座間市で発覚した9名の方々が亡くなられた事件を踏まえ、関係府省庁が十分連携し、自殺に関する不適切なサイトや書き込みへの対策の強化及びインターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実を政府一体となって検討するため、座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
- 2 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官（衆）
副議長	内閣官房副長官補（内政担当）
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
	警察庁生活安全局長
	警察庁刑事局長
	総務省総合通信基盤局長
	法務省人権擁護局長
	文部科学省生涯学習政策局長
	文部科学省初等中等教育局長
	厚生労働省社会・援護局長
	経済産業省商務情報政策局長

- 3 幹事会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。